

平成31年 No.22

- 東京学芸大学センター機構運営規程の制定について
- 東京学芸大学大学機能強化センター機構規程の制定について
- 東京学芸大学現職教員支援センター機構規程の制定について
- 東京学芸大学特定教育課題対応センター機構規程の制定について
- 東京学芸大学現職教員支援センター機構E S D/グローバル教育支援センターユニット規程の制定について
- 東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の制定について

制定理由

センターの組織再編に伴い、所要の制定を行うものである。

承認経過

平成31年 3 月13日 教育研究評議会 審議・承認

(国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正 平成31年 3 月25日
役員会 審議・承認)

東京学芸大学センター機構運営規程を次のように制定する。

平成31年 3 月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第12号

東京学芸大学センター機構運営規程

東京学芸大学センター機構運営規程を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学大学機能強化センター機構規程を次のように制定する。

平成31年 3 月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第13号

東京学芸大学大学機能強化センター機構規程

東京学芸大学大学機能強化センター機構規程を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学現職教員支援センター機構規程を次のように制定する。

平成31年 3 月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第14号

東京学芸大学現職教員支援センター機構規程

東京学芸大学現職教員支援センター機構規程を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学特定教育課題対応センター機構規程を次のように制定する。

平成31年 3 月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第15号

東京学芸大学特定教育課題対応センター機構規程

東京学芸大学特定教育課題対応センター機構規程を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学現職教員支援センター機構E S D/グローバル教育支援センターユニット規程を次のように制定する。

平成31年 3 月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第16号

東京学芸大学現職教員支援センター機構E S D/グローバル教育支援
センターユニット規程

東京学芸大学現職教員支援センター機構E S D/グローバル教育支援センターユニット規程を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程を次のように制定する。

平成31年 3 月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第17号

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程を別紙のとおり制定する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成 22 年規程第 13 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、東京学芸大学（以下「本学」という。）に置くセンター機構（以下「センター機構」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 センター機構は、当該センター機構に置くセンターを統括し、連絡調整にあたりとともに、各センターが担う教育研究機能を戦略的に推進し、大学の機能強化を図る。

(機構長)

第 3 条 センター機構に機構長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 機構長は、当該センター機構の業務を統括する。

(センター機構運営会議)

第 4 条 センター機構の業務に関して必要な事項を審議するため、本学にセンター機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

(1) センター機構長

(2) センター機構に置かれるユニット長及びセンター長

(3) その他学長が必要と認めた者 若干名

3 運営会議に議長を置き、学長が指名するセンター機構長をもって充てる。

4 運営会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 5 条 運営会議に関する事務は、関係部課の協力を得て、教育研究支援部学系支援課において処理する。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、センター機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人東京学芸大学センター長協議会規程（平成 26 年規程第 8 号）は廃止する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成 22 年規程第 13 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、東京学芸大学大学機能強化センター機構（以下「センター機構」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センター機構は、センター機構に置くセンターを統括し、連絡調整にあたりるとともに、センターが担う次世代教育を担う教員の養成・支援・研修並びに大学の基盤となる教育研究及び学生支援に関する機能の強化を戦略的に推進し、もって大学の機能強化を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センター機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 次世代教育を担う教員の養成に関すること。
- (2) 次世代教育における教育支援に関すること。
- (3) 次世代教育に向けた東京学芸大学における学生支援、保健管理、国際交流及び情報基盤整備の強化推進に関すること。
- (4) 現職教員に対する次世代教育に係る支援及び研修に関すること。
- (5) その他センター機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(機構長)

第 4 条 センター機構に機構長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 機構長は、センター機構の業務を統括する。

(機構会議)

第 5 条 センター機構に、センター機構の業務に関して必要な事項を審議するため、次の各号に掲げる委員をもって組織するセンター機構会議を置く。

- (1) センター機構長
- (2) センター機構に置くセンターの長
- (3) その他機構長が必要と認めた者 若干名

2 センター機構会議に議長を置き、センター機構長をもって充てる。

3 センター機構会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、センター機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 6 条 センター機構に関する事務は、関係部課の協力を得て、教育研究支援部学系支援課において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成 22 年規程第 13 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、東京学芸大学現職教員支援センター機構（以下「センター機構」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センター機構は、センター機構に置くユニット及びセンターを統括し、連絡調整にあたりとともに、ユニット及びセンターが担う教員の養成・支援及び研修機能の強化を戦略的に推進し、もって大学の機能強化を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センター機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 現職教員に対する支援及び研修の推進に関すること。
- (2) 東京学芸大学における理科教育，特別支援教育，教育臨床，環境教育及び国際教育に係る先導的支援機能の強化に関すること。
- (3) その他センター機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(機構長)

第 4 条 センター機構に機構長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 機構長は、センター機構の業務を統括する。

(機構会議)

第 5 条 センター機構に、センター機構の業務に関して必要な事項を審議するため、次の各号に掲げる委員をもって組織するセンター機構会議を置く。

- (1) センター機構長
 - (2) ユニット長
 - (3) センター機構に置くセンターの長
 - (4) その他機構長が必要と認めた者 若干名
- 2 センター機構会議に議長を置き、センター機構長をもって充てる。
- 3 センター機構会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、センター機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 6 条 センター機構に関する事務は、関係部課の協力を得て、教育研究支援部学系支援課において処理する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか，機構に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成 22 年規程第 13 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、東京学芸大学特定教育課題対応センター機構（以下「センター機構」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センター機構は、センター機構に置くセンターを統括し、連絡調整にあたりるとともに、センターが担う次世代教育モデルの研究・発信及び外部連携の推進並びにその活動拠点の形成に関する機能の強化を戦略的に推進し、もって大学の機能強化を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センター機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教員養成における特定の教育課題に係る研究並びに情報の収集及び発信に関すること。
- (2) 東京学芸大学の教育研究に係る外部機関との連携の推進及び連携における活動拠点に関すること。
- (3) 外部資金の導入の推進に関すること。
- (4) 次世代教育に係る特定の教育課題への取組みに関すること。
- (5) その他センター機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(機構長)

第 4 条 センター機構に機構長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 機構長は、センター機構の業務を統括する。

(機構会議)

第 5 条 センター機構に、センター機構の業務に関して必要な事項を審議するため、次の各号に掲げる委員をもって組織するセンター機構会議を置く。

- (1) センター機構長
- (2) センター機構に置くセンターの長
- (3) その他機構長が必要と認めた者 若干名

2 センター機構会議に議長を置き、センター機構長をもって充てる。

3 センター機構会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、センター機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 6 条 センター機構に関する事務は、関係部課の協力を得て、総務部教育インキュベーション推進担当において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか，機構に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

東京学芸大学現職教員支援センター機構 ESD／グローバル教育支援
センターユニット規程

（平成 31 年 3 月 26 日）
規 程 第 16 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成 22 年規程第 13 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、東京学芸大学現職教員支援センター機構 ESD／グローバル教育支援センターユニット（以下「ユニット」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 ユニットは、ESD とグローバル教育の観点から、環境教育と国際教育に関する現職教員の支援と研修を行うことを目的とする。

（ユニット長）

第 3 条 ユニットにユニット長を置き、現職教員支援センター機構長が指名する。

2 ユニット長は、ユニットの業務を総括する。

（ユニット会議）

第 4 条 ユニットに、ユニットの業務に関する必要な事項を審議するため、次の各号に掲げる構成員をもって組織するユニット会議を置く。

(1) ユニット長

(2) 環境教育研究センター長

(3) 国際教育センター長

(4) その他現職教員支援センター機構長が必要と認めた者 若干名

2 ユニット会議に議長を置き、ユニット長をもって充てる。

3 ユニット会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第 5 条 ユニットに関する事務は、関係部課の協力を得て、学務部国際課及び教育研究支援部学系支援課において処理する。

（規程の改廃）

第 6 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

（雑則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、ユニットに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第5項の規定に基づき、東京学芸大学教育インキュベーションセンター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、産官学の協働的な取り組みを促進するプラットフォームを運用して、教育におけるオープンイノベーションを先導的に進めるとともに、大学・教育行政・学校等の公共組織・企業との連携・協働、芸術・スポーツ分野の教育研究促進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産官学共同研究の推進
 - (2) 大学院教育学研究科修士課程フィールド研究プログラムの活動支援
 - (3) パッケージ型支援プロジェクトの活動支援
 - (4) 大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築（HAT0プロジェクト）の活動支援
 - (5) 東京学芸大学における芸術・スポーツ分野の活動支援
 - (6) その他必要な業務
- 2 センター業務の運営は、関係する外部機関と連携・協働して行うことができる。
- 3 前1項に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。
- 4 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。

(職員)

第4条 センターにセンター長及び必要な職員を置く。

- 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて副センター長及び兼任教員を置くことができる。
- 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター長等)

第5条 センター長は、学長が指名する理事又は教授をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。
- 4 副センター長を置く場合は、センターの職員のうちからセンター長が指名する。
- 5 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(客員教授等)

第6条 センターに、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

2 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（共同研究員）

第7条 センターに、必要に応じて、共同研究員を置くことができる。

2 共同研究員は、学長が委嘱する。

（運営委員会）

第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第9条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) センターの運営の基本方針に関すること。

(2) センターの教員の人事に関すること。

(3) センターの予算に関すること。

(4) その他センターの管理運営に関すること。

（組織）

第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) センターの運営に関わる外部機関関係者のうちから学長が委嘱する者 若干名

(3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

（任期）

第11条 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第12条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

（会議）

第13条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第10条第2号の委員は、第9条第2号に規定する審議事項の議決に加わることができない。

（関係者の出席）

第14条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（所員会議）

第15条 センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センタ

一に所属する教員をもって組織する所員会議を置く。

2 客員教授等は，所員会議に出席し，専門的事項について意見を述べることができる。

（庶務）

第16条 センターの庶務は，関係各部課の協力を得て総務部教育インキュベーション推進担当が処理する。

（規程の改廃）

第17条 この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が定める。

（細目）

第18条 この規程に定めるもののほか，センターの運営等に関し必要な事項は，委員会の議を経て，センター長が別に定める。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。